

# マイナンバーの通知が開始

## マイナンバー制度への民間企業の対応状況のチェックについて

2015年10月5日からマイナンバーの通知が開始された。2016年1月からは社会保障、税金、防災対策の分野においてマイナンバーが運用されるが、準備が不十分、もしくはまだ始めてもいない企業が多いという調査結果も出ている。

遅くとも人事異動の多い4月までには、規程類の整備、安全管理措置の構築、さらには、年末調整に向けた業務プロセスや情報システムの見直し等の対応が必要である。マイナンバーを必要とする事務手続や安全管理措置が検討されていないため、特定個人情報の漏えい等が発生し、個人情報保護法に比べ重い罰則が科される等、企業への信頼性の低下につながる大きな影響が懸念される。そうしたリスクに対し、猶予規定も考慮し、2016年度に行わなければならない制度対応から進める必要がある。

【図表1】マイナンバー対応スケジュール

| 年度   | 2015                        | 2016               | 2017 | 2018 | 2019 |
|------|-----------------------------|--------------------|------|------|------|
| イベント | マイナンバー配付<br>(2015年10月)<br>★ | 月次・随時事務での利用の開始     |      |      |      |
|      |                             | 年末調整・年次事務での利用の開始   |      |      |      |
|      |                             | 健保関係での利用の開始        |      |      |      |
|      |                             | 一部の法定調書に関する猶予規定の終了 |      |      |      |
|      |                             | 全面適用               |      |      |      |

### 1. 民間企業におけるマイナンバー制度への影響について

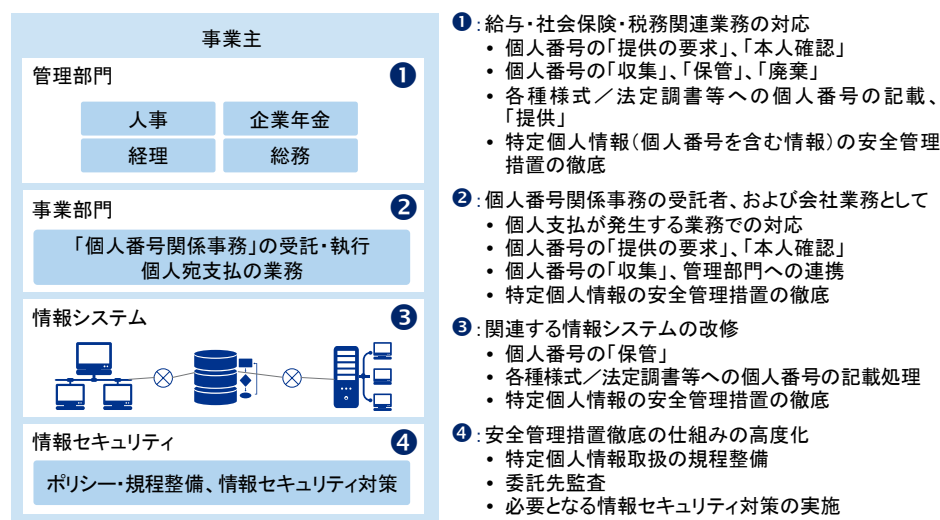
マイナンバー制度は、国民の1人ひとりに「個人番号」が通知され、民間企業でも税や社会保障の手続等で、従業員数や個人支払が必要なその他個人の「個人番号」が取り扱われる。そのため、現状業務への影響を早めに分析し、対応する範囲を明確にすることが必要である。業種によっては、次に挙げるような個人支払の例が多く発生しているケースもあり、管理部門や情報システム部門以外にも、マイナンバー業務を受託している事業部門等で、制度導入による影響範囲を分析し対応する必要がある(図表2参照)。影響分析から猶予規定を考慮し、対応すべき事項の優先度をつけて、マイナンバー対応スケジュールを作成する。



## 個人支払の例

- 弁護士の顧問料
- 著名人の講演料
- 地主への賃借料(用地、駐車場等)
- 家主への賃借料(借上げ社宅、オフィス等)
- 個人事業主への支払い(放送作家、俳優 等)

【図表2】民間企業におけるマイナンバー制度の影響範囲



## マイナンバー制度対応状況チェックと対応事項

政府は、国民や民間企業に対し、マイナンバー制度の内容について、政府広報オンラインで解説し必要な情報を提供している。政府広報オンラインには、民間企業の対応状況をチェックする6つの「導入チェックリスト」が掲載されている。チェック項目を確認し、できていない項目は、対応内容についての作業スケジュールを作成することが必要である。

| チェック項目 ※政府広報オンラインより                                                    | 具体的な対応内容                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>社内業務の影響範囲を明らかにし、個人番号を業務で取り扱う担当者を決める。</li> </ul>                                         |
| <input type="checkbox"/> マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号の取得が必要な業務を洗い出す。</li> <li>個人番号を取得するプロセスおよび本人確認に必要な情報について確かめる。</li> </ul>             |
| <input type="checkbox"/> マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。         | <ul style="list-style-type: none"> <li>入手した個人番号が記載された書類(特定個人情報)や管理された情報システムの安全管理措置を検討する。</li> <li>特定個人情報取扱の規程を整備する。</li> </ul> |
| <input type="checkbox"/> ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょう。           | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号を管理する情報システムの安全管理措置を検討する。</li> </ul>                                                 |
| <input type="checkbox"/> 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>入手した個人番号の入手から利用、廃棄までの業務プロセスを検討する。</li> </ul>                                            |
| <input type="checkbox"/> 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょう。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー制度や個人番号に関する社内手続を従業員に理解してもらうための研修を実施する。</li> </ul>                                 |

参考: 政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/corp/>

## 2. マイナンバー制度対応に関する考え方と対応詳細

2014年12月11日に個人番号を取り扱う事業者が、特定個人情報を適正に取り扱うための具体的な指針として、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」<sup>1</sup>が定められた。

また、2015年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、2016年1月以降も給与などの支払を受ける人に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないなどの改定がされている。このような改定にともない、個人番号の適正な取扱いについてガイドラインのQ&Aから、民間企業として考慮すべき、主な項目を以下に記載する。

### 本人確認

扶養控除等申告書に記載される扶養者の個人番号については、従業員自らが扶養者の本人確認を行うこととされている。民間企業では、事業者(従業員)の扶養者の本人確認を行う義務はない。ただし、個人番号に関する事務処理では、正しい個人番号が取り扱われることが前提であるため、従業員から入手した扶養者の個人番号に間違いがないことを、個人番号カード等のコピーを取得し確認することは可能である。

### 個人番号の入手

従業員以外にも支払調書などで、前述したように弁護士や地主、家主に対して個人番号の提供を要求するケースもある。ただし、個人番号の提供を受けられないことも考えられるため、その場合の対応も検討が必要となる。入手できないからといって、書類に個人番号を記載しないで提出することはできない。個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え入手することと、提供を受けられないことを考慮し、提供を求めた経過等を記録し保存する。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録が必要である。

### 特定個人情報に関する規程整備

特定個人情報を管理する上で、その取扱いについて規程等を策定することが求められている。ただし、必ずしも取扱規程等の策定が義務付けられているものではなく、中小企業においては、従業員が10人も満たない場合もあり、コミュニケーションができる範囲であれば、口頭で明確化する方法や業務マニュアル、チェックリスト等に特定個人情報等の取扱方法や責任者、取扱担当者が明確になっていれば問題ないとされている。

### 再委託先の管理

民間企業が特定個人情報を取扱う業務を委託する場合、さらにそれに関連する業務を再委託する場合は最初の委託先の許諾を得る必要があり、その再委託先が十分な安全管理措置を講ずることのできる適切な業者かどうかを確認することも必要である。なお、委託先や再委託先から個人番号や特定個人情報が漏えい等した場合、最初の委託者は、委託先に対する監督責任を問われる。

<sup>1</sup> <http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guideline2.pdf>

### 3. まとめ

マイナンバーが通知され、2016年1月からは社会保障、税金、防災対策の分野におけるマイナンバーの運用も開始される。準備が不十分、もしくはまだ始めてもいない企業は、規程やマニュアルの見直し、個人番号管理のモニタリング体制等、実務が開始されるまでに準備すべき項目を整理し、猶予規定を考慮した対応に向けた体制の整備や詳細スケジュールの策定を進める必要がある。入手した特定個人情報の管理については、会社の規模や物理的な事務所の環境などの違いがあるため、その環境に応じた対応を実施することになる。例えば、外部から見えない場所での事務処理や外出の際には、特定個人情報が保存されているパソコンのキャビネへの保管や施錠管理などが考えられる。

既に十分なマイナンバー制度への対応ができている企業にとっても、特定個人情報安全管理措置や規程整備が十分か今一度確認し、リスクへの備えを万全にすることが肝心である。

KPMGコンサルティング株式会社  
シニアマネジャー 大津留 一郎

---

### KPMGコンサルティング株式会社

東京本社  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町1丁目9番5号  
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー  
TEL : 03-3548-5305  
FAX : 03-3548-5306

大阪事務所  
〒541-0048  
大阪市中央区瓦町3丁目6番5号 銀泉備後町ビル  
TEL : 06-7731-2200

名古屋事務所  
〒451-6031  
名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー  
TEL : 052-571-5485

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.